

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

◇ ホールインワンに伴う記念品代

Q : 当社は、先月開催された同業者団体のゴルフコンペで当社の社長がホールインワンを達成し、その記念としてコンペの参加者全員にホールインワン達成記念品を贈呈することになりました。この記念品の購入に要した費用を交際費として処理する予定ですが、問題ないでしょうか？

A : 交際費ではなく、社長個人に対する給与（賞与）として取り扱われます。

【解説】

法人がゴルフクラブに支出するプレーするために直接要する費用については、①その費用が法人の業務の遂行上必要なものであると認められる場合には交際費となり、②その他の場合にはその役員又は使用人に対する給与となります。

この場合のゴルフクラブに支出するプレーするために直接要する費用として、法人の業務の遂行上必要なものであると認められるものは、ゴルフプレー代、食事代、交通費などをいいます。

ところで、ご質問のようなホールインワンを達成し、記念品を贈呈する行為は、ホールインワンを達成した個人がその記念としてゴルフコンペ参加者に対して行うものであり、その行為は、法人とは関係のない私的な行為と考えられます。

したがって、貴社が負担するホールインワン達成記念品の購入費用は、交際費ではなく、社長に対する給与（賞与）として取扱われることとなります。

